

安芸太田町公告第116号

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定め
たため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 4年 8月15日

安芸太田町長 橋本 博明 印

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在	地番	林班- 小班	地目	面積 (ha)	経営管理 権の存続 期間	備考
1	安芸太田町 大字平見谷 字鳶鷺ヶ谷	744-12	257- 002	山林	2.25 (0.50)	10 年	
2	安芸太田町 大字平見谷 字鎧甲	796-2	262- 001	山林	2.13 (0.67)	10 年	
3	安芸太田町 大字平見谷 字後山	833-1	264- 004	山林	3.33 (0.85)	10 年	
4	安芸太田町 大字平見谷 字後山	830-1	264- 001	山林	3.51 (1.26)	10 年	

※表中面積欄：上段は林地台帳等面積、下段（ ）はスギ・ヒノキの実測面積

2 縦覧場所 安芸太田町役場 産業観光課

3 本公告により、安芸太田町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設
定される。